

青森市企業誘致プロモーション動画制作業務  
公募型プロポーザル応募要領

1 事業名

青森市企業誘致プロモーション動画制作業務

2 目的

首都圏を中心とする市外企業などに対して効果的な広報活動を行うため、本市へのサテライトオフィスの誘致促進を図るプロモーション動画を制作するものである。

3 業務内容

別紙1「青森市企業誘致プロモーション動画制作業務仕様書」のとおり

4 業務履行期間

契約締結の日から令和3年10月25日（月）まで

5 制作に係る予算限度額

880,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案額の上限を示すものであり、見積書の金額はこれを超えないこと。

6 参加資格

本プロポーザルへの参加者は、以下のすべての条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込みの日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分等がなく、経営状態が健全な者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 青森市競争入札参加資格を有する者で、業種「企画製作等業務」部門「映画・ビデオ企画製作業務」に登録している者であること。
- (8) 青森市内に事務所を置く者であること。

## 7 問合せ先

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階  
青森市経済部経済政策課雇用創出・企業立地促進チーム  
電話：017-734-2403 FAX：017-734-5126  
メールアドレス：[keizai-seisaku@city.aomori.aomori.jp](mailto:keizai-seisaku@city.aomori.aomori.jp)

## 8 参加申込書の提出

- (1) 提出期限：令和3年9月2日（木）午後5時まで
- (2) 提出先：青森市経済部経済政策課（青森市役所駅前庁舎3階）
- (3) 提出方法：持参又は郵送（令和3年9月2日（木）午後5時必着、要事前連絡）
- (4) 提出書類：参加申込書（様式1）、誓約書（様式2）
- (5) その他：提出期限までに参加申込書を提出しないときは、参加の意思がないものとする。

## 9 質問書の提出

- (1) 提出期限：令和3年9月2日（木）午後5時まで
- (2) 提出先：青森市経済部経済政策課（青森市役所駅前庁舎3階）
- (3) 提出方法：持参、郵送（令和3年9月2日（木）午後5時必着、要事前連絡）、電子メール又はFAXのいずれか  
電子メール又はFAXで提出する場合は、電話で提出先に受信の確認を行うこと。
- (4) 提出書類：質問書（様式3）
- (5) 回答：質問に対する回答は、参加申込をした事業者へ電子メール又はFAXで令和3年9月7日（火）午後5時までに行うほか、青森市ホームページに掲載する。
- (6) その他：参加申込書を提出していない事業者からの質問については、回答を行わない。

## 10 提案関係書類の提出

- (1) 提出期限：令和3年9月9日（木）午後5時まで  
※参加申込書提出後、提案を辞退する場合には、令和3年9月9日（木）午後5時までに辞退届（様式4）を提出すること。
- (2) 提出先：青森市経済部経済政策課（青森市役所駅前庁舎3階）
- (3) 提出方法：持参又は郵送（令和3年9月9日（木）午後5時必着、要事前連絡）
- (4) 提出書類：  
①提出書類・必要部数

書類名	提出部数
a 企画提案書表紙（様式5）	正本1部 副本6部（代表者印の押印不要）
b 企画提案書（任意様式）	
c 類似業務実績調書（様式6）	
d 見積書（様式7） ※積算内訳書を添付すること	

## ②企画提案書に関する事項

### ア 仕様

- (ア) 用紙サイズはA4判とすること。ただし、A3判の折込みは可とする。
- (イ) 文字サイズは原則として10ポイント以上とすること。
- (ウ) A4判は両面印刷、A3判は片面印刷とし、枚数は30枚以内（表紙及び目次は枚数に含めない）とすること。
- (エ) 略語や専門用語については、脚注を付すこと。
- (オ) 目次を作成し、各ページにページ番号を付すこと。
- (カ) 文章のほか、写真、イラスト、図面等を使用し、経過時間ごとの映像のイメージやBGM・ナレーションの挿入箇所が審査委員に伝わるようにすること。

### イ 提案項目

- (ア) 動画案
- (イ) 動画の素材案

## 1.1 選定方法

### (1) 選定方法

- ①青森市企業誘致プロモーション動画制作業務公募型プロポーザル審査委員会において、提案関係書類の内容を評価・審査し、受託候補者を選定する。
- ②90秒バージョンと30秒バージョンの動画のうち、90秒バージョンの動画を審査の対象とする。
- ③選定審査時にプレゼンテーションは実施しないが、提案関係書類の内容について、事前にヒアリングを実施する場合がある。

### (2) 選定基準

選定基準は別紙「企業誘致プロモーション動画制作業務公募型プロポーザル選定基準」のとおりとする。

### (3) 選定結果

選定の結果は、審査会終了後7日以内に参加者全員に対し電子メール又はFAXによって通知する。

## 1.2 失格事項

本プロポーザルの提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 応募要領で示された、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) 審査委員会にて、提案関係書類の点数が、審査にあたり設けられた得点基準（最低得点）を満たさなかった場合。

### 1.3 契約

#### (1) 契約方法

受託候補者と企画提案書等について協議のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって契約を締結するものとする。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、次点者を受託候補者として協議を行うものとする。

#### (2) 契約内容

詳細については提案内容をもとに受託候補者と協議し、委託契約を締結する。

### 1.4 スケジュール等

No.	手続	日程
1	参加申込書提出期限	令和3年9月2日（木）午後5時まで
2	質問書提出期間	令和3年9月2日（木）午後5時まで
3	質問に対する回答	令和3年9月7日（火）午後5時まで
4	企画提案書類の提出期限	令和3年9月9日（木）午後5時まで
5	審査会	令和3年9月21日（火）
6	選定結果通知	上記5の審査会終了後7日以内

※市の都合により日程を変更する場合があります。

### 1.5 その他

- (1) 参加申込書及び提案関係書類の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 参加申込書及び提案関係書類の作成・提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込書及び提案関係書類は返却しない。また、提出期限後の修正及び変更は一切認めない。
- (4) 市は、提出された参加申込書及び提案関係書類を事業者選定のためにのみ使用する。なお、必要に応じて複写する場合がある。
- (5) 提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。